平成２２年（フ）第１４９号
山口県柳井市柳井1262番地４
債務者　村岡　邦恵（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（フ）第３２号
山口県柳井市新庄116番地５
債務者　西本喜久雄
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（フ）第３４号
山口県岩国市立石町１丁目４番17号
債務者　有海　智美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（フ）第３６号
兵庫県丹波市春日町黒井738番地２
債務者　大橋　　剛
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係
平成２３年（フ）第７９号
福島県双葉郡楢葉町大字井出字西原15番地
債務者　猪狩ユリ子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２３年（フ）第８１号
福島県いわき市平字田町63番地の２
債務者　大河原修一
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２３年（フ）第９０号
福島県いわき市平北白土字堀ノ内26番地
債務者　齋藤　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２３年（フ）第１５７号
青森市幸畑５丁目12番２号
債務者　山崎　美帆
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第４７号
山口県防府市大字牟礼1010番地　市住15棟5495号
債務者　織田　美佳
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第４９号
山口市小郡下郷2395番地18　よしき荘Ｄ号
債務者　山中　由紀
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第５２号
山口市吉敷佐畑５丁目13番17号
債務者　吉村　　篤
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第５５号
山口県防府市華浦２丁目１番３―401号　市住13棟153号
債務者　上田　共榮
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第６２号
山口市徳地串1422番地
債務者　中村　美鈴
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１２２号
和歌山市鳴神903番地
債務者　西川修一郎
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第１５５号
和歌山市湊４丁目12番18号
債務者　古田美智子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第１５６号
和歌山市鳴神1075番地の７
債務者　西脇富士子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第１６６号
和歌山市北ノ新地分銅丁７番地　東不動産ビル303号
債務者　濵口　賢治
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第１８４号
和歌山県岩出市中迫570番地の６
債務者　すし佳こと　南條　勇二
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係